

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」
知的財産委員会設置運営規程

令和 6 年 2 月 19 日
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目的）

第 1 条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）包摂的コミュニティプラットフォームの構築（以下「包摂的コミュニティ」という。）の発明・考案・ノウハウ等の知的財産の権利化・秘匿化・公表等の方針決定、実施許諾等に関する必要な調整等（以下「知財調整等」という。）を行うため、有識者からなる知的財産委員会（以下「委員会」という。）の開催及び運営に必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規程において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

- 2 「研究開発テーマ等」とは、S I P 包摂的コミュニティの公募により採択された研究開発テーマ、及び協力参加機関等参加規程第 3 条で定める参加方法により参加を認められた機関及び個人をいう。
- 3 「研究開発成果」とは S I P 包摂的コミュニティの研究開発で得られた成果をいう。
- 4 「知的財産権等」とは、以下に掲げるもの（各法律はその後の改正を含む。）を総称していう。
 - （1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他の知的財産（知的財産基本法第 2 条第 1 項）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される権利利益に係る権利及び外国における当該各権利に相当する権利
 - （2）（1）に定める各権利の実施、利用、使用等に関する権利
 - （3）秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発テーマ等及び研究推進法人にて協議の上、特に指定するもの
 - （4）次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（以下「成果有体物」という。）及び無体物（以下「成果無体物」という。）

物」という。)

- ア 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- イ 研究開発の際に創作又は取得されたものであって前項アを得るために利用されるもの
- ウ 前項ア又はイを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

(委員)

第3条 委員会の委員は、以下の通りとし、研究推進法人が委嘱する。

- (1) 知的財産権等に関する専門的知見を有する有識者
 - (2) 知的財産権等に関する必要文書の作成能力を有する有識者
 - (3) その他、研究推進法人が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠等の委員の任期は、前任者等の残任期間とする。
- 3 委員は、知財調整等の対象となる研究開発テーマ等又は当該知財調整等の内容に関し利害関係を有する場合、その審議及び決議に加わることはできない。個別の事案の取扱いに当たっては、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 利益相反マネジメントポリシー」(令和4年12月23日 ガバニングボード)「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 利益相反マネジメント規則」(令和4年12月23日 ガバニングボード)を参照し、委員会で適切な対応を図ることとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長が委員会を欠席、又は利益相反等により会務を総理できない場合は、その職務を代理する委員長代理を互選により選定する。

(委員会)

第5条 委員会は、研究推進法人からの諮問に対して、審議及び決議を行い、結果について答申する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 委員会の決議は、原則として全会一致とする。ただし、全会一致を得られない場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員が、委員会を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、

委員長を通じて、審議対象への書面に基づく意見等を提出することができる。

- 5 委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。
- 6 持ち回りで開催した場合の議事は、同条3項に準ずる。

(開催及び運営)

第6条 委員会は、S I P包摂的コミュニティの知財調整等の必要があると、委員長、プログラムディレクター、もしくはサブプログラムディレクターが判断したとき、S I P包摂的コミュニティの研究推進法人たる、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究推進法人」という。)が開催する。

- 2 研究推進法人は、委員会の運営に係る事務を行う。
- 3 研究推進法人は、委員会の開催日程及び議事内容について委員長と協議の上、決定するものとする。

(議題)

第7条 委員会の議題は、下記に掲げる内容とする。

- (1) 研究開発成果に関する知的財産権等の権利化・秘匿化・公表等の方針
- (2) 知的財産権等の実施許諾等に関する調整等
- (3) その他、必要な事項

(オブザーバー)

第8条 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、研究推進法人は、オブザーバーとして下記の者を委員会に出席させることができるものとする。

- (1) プログラムディレクター
 - (2) サブプログラムディレクター
 - (3) 研究開発テーマ等の研究開発責任者及び研究開発責任者が指名する者
 - (4) その他、委員長又は研究推進法人が必要と認めた者
- 2 オブザーバーは委員会に出席し、委員長の指揮に従い、必要な事項について発言することができる。ただし決議に加わることはできない。
 - 3 プログラムディレクターは、委員長又は研究推進法人に対し、必要のあるときはいつでも、必要と認める者をオブザーバーとして出席させることを求めることができるものとする。

(公開)

第9条 委員会は、議事に研究開発に係る非公開の知見・知識、着想、技術等を含むことに鑑み、原則として非公開とする。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、原則として非公開とする。ただし、法令に基づく場合、その他研究推進法人が必要と認めたとときは、委員長と協議の上、議事録のその全部又は一部を適切な方法により公開することができる。

(資料の提出、意見の表明等の要求)

第11条 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、研究開発テーマ等に対し、委員会に追加の資料の提出、意見の表明、説明、その他審議に必要な要求をすることができる。

- 2 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、委員以外に対し、委員会に資料の提出、意見の表明、説明、その他審議に必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第12条 秘密情報とは、研究開発テーマ等により書面及び口頭で提供された研究開発に関する全ての情報及び研究推進法人が秘密保持の対象と指定した情報をいう。

- 2 委員及びオブザーバー（以下「出席者」という。）は、秘密について研究開発テーマ等により公知とされない限り、これを秘密にし、研究開発テーマ等の書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、秘密の開示を受けた時点で既に出席者が保有していたことを証明できるものについてはこの限りではない。なお、出席者が辞任その他の事由によりSIP包摂的コミュニティへの関与がなくなった後も同様の義務を負う。
- 3 前項の規定において、出席者及び研究開発テーマ等の遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密を共有することを妨げるものではない。

(雑則)

第13条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、委員長と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第14条 本規程の有効期間は、SIP包摂的コミュニティの実施期間とする。

ただし、第11条については、SIP包摂的コミュニティの終了後も有効とする。

第15条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

本規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和6年2月19日から施行する。